

申請に対する処分審査基準・標準処理期間

(令和3年6月7日作成)

処 分 名		手数料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市手数料徴収条例第6条
法令(例規)番号		平成11年12月17日条例第30号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		市民課市民係 (その他、所管所属において同様とする)
審 査 基 準	基 準	【基準】 条例第6条の規定による。 (手数料の免除) 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。 1 法令の規定により取り扱うもの 2 公務員が職務上必要があり請求するもの 3 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき保護を受けている者又は受けようとする者が必要とするもの 4 公的年金各法に基づく年金受給者の現況報告に係る証明の請求があったとき 5 その他市長が特に必要があると認めたもの
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1日
備 考		(公的年金等) 国民年金、厚生年金、船員保険、国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校職員共済、農林漁業団体職員共済、旧市町村共済、地方公務員の退職年金、恩給、農業者基金年金

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		医療費助成受給資格の認定
根拠法令(例規)及び条項		美唄市医療費助成条例第 4 条
法令(例規)番号		昭和 49 年 3 月 30 日条例第 6 号
関 係 条 項		同条例第 3 条、同条例施行規則第 4 条
所 管 課 係 名		市民課医療年金係
審 査 基 準	基 準	【基準】 条例第 3 条の規定による。 (助成の対象) 第 3 条 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の母又は父と児童の医療費の助成の対象となる者は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者で、かつ、市の区域内に住所を有する者又は国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第 55 条及び第 55 条の 2 の規定により北海道後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた重度心身障がい者及びひとり親家庭等の母又は父と児童とする。 2 乳幼児等医療費の助成の対象となる者は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者で、かつ、市の区域内に住所を有する者又は国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者とされた乳幼児等とする。 3 前 2 項に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象から除くものとする。 (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者 (2) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者 (3) 他の市町村が行う医療費助成制度の適用を受けることができる者 (4) 重度心身障がい者で、次のいずれかに該当する者 ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。 イ 重度心身障がい者の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。 ウ 65 歳以上で高齢者医療確保法の規定による医療を受けていない者 (5) ひとり親家庭等の母又は父と児童で、次のいずれかに該当する者 ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。

		イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。 ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者(以下「養育者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。 エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。 【根拠条文】 (認定) 第4条 医療費の助成を受けようとする者又は保護者は、申請書を市長に提出して資格の認定を受けなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		5日程度
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		医療費の助成
根拠法令(例規)及び条項		美唄市医療費助成条例施行規則第 8 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 49 年 3 月 30 日規則第 4 号
関 係 条 項		同条例第 5 条、同条例施行規則第 7 条第 2 項
所 管 課 係 名		市民課医療年金係
審 査 基 準	基 準	【基準】 施行規則第 7 条第 2 項の規定による。 (助成の方法) 第 7 条 受給者が市長と協定した医療取扱機関において医療を受けた場合の医療費の助成については、受給者が負担すべき額を当該医療取扱機関に支払うものとする。 2 前項の規定によるほか、受給者が直接医療取扱機関に支払った場合の医療費の助成については、当該受給者に支払うものとする。 【根拠条文】 (医療費の申請) 第 8 条 前条第 2 項に規定する医療費の助成を受けようとする者は、医療費支給申請書(様式第 12 号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。 (1) 受給者証 (2) 医療取扱機関の発行した領収書 (3) その他市長が必要と認める書類
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30 日以内
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		出産育児一時金の支給
根拠法令(例規)及び条項		美唄市国民健康保険条例第 5 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 34 年 3 月 15 日条例第 2 号
関 係 条 項		同条例第 5 条第 2 項、同条例施行規則第 8 条第 2 項
所 管 課 係 名		市民課国民健康保険係
審 査 基 準	基 準	【基準】 条例第 5 条及び同条例施行規則第 8 条の規定による。 条例 (出産育児一時金) 第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 404,000 円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 30,000 円を上限として加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第 2 項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 同条例施行規則 (出産育児一時金の支給申請) 第 8 条 2 市長は、前項の支給申請が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、16,000 円を加算する。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

標準処理期間	1～3 日程度
備考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		葬祭費の支給
根拠法令(例規)及び条項		美唄市国民健康保険条例第 6 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 34 年 3 月 15 日条例第 2 号
関 係 条 項		同条例施行規則第 9 条
所 管 課 係 名		市民課国民健康保険係
審 査 基 準	基 準	【基準】 条例第 6 条の規定による。 (葬祭費) 第 6 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として 30,000 円を支給する。 2 税項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保健法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1～3 日程度
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年6月7日作成)

処 分 名		新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給
根拠法令(例規)及び条項		美唄市国民健康保険条例附則第3項
法令(例規)番号		昭和34年3月15日条例第2号
関 係 条 項		同条例施行規則附則第1項
所 管 課 係 名		市民課国民健康保険係
審 査 基 準		【基準】 条例附則第3項～第8項の規定による。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整) 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。
	基 準	

		ただし、その受けることができる給与等の額が、第４項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。 7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。 8 前項の規定によりこの美唄市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		14日程度
備考		

申請に対する処分審査基準・標準処理期間

(令和3年6月7日作成)

処 分 名		後期高齢者医療保険料の延滞金の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市後期高齢者医療に関する条例第6条第3項
法令(例規)番号		平成20年3月26日条例第11号
関 係 条 項		同条例第6条第1、2項
所 管 課 係 名		市民課医療年金係
審 査 基 準	基 準	【基準】 条例第6条第3項の規定による。 (延滞金) 第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が、2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数を生じたとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を納付することを要しない。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 3 市長は、特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免することができる。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		15日以内
備 考		